第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託プロポーザル実施要領

第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に係るプロポーザルの各種手続き,要件 及び審査等の内容については,次のとおりとする。

1 目的

令和7年度を始期とする第三期指宿市子ども・子育て支援計画については、令和6年度中に作成することとなっており、計画策定においては指宿市の現状と課題を分析し、独自性を盛り込んだ計画書の策定が必要であることから、豊富な経験と高度な専門知識を有する業者から提案された企画等を審査・評価するプロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1)委託業務名

第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

(2)業務内容

第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

- (4) 事業費上限額
 - 4,000,000円(消費税等の額を含む)

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本事業提案のプロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書に基づく業務を行うことができること。
- (2) 鹿児島県内に事業所を有すること。
- (3) 法人格を有する単体の事業者又は複数の事業者によって構成されるグループ(本事業の実施にあたり法人格を取得する予定の団体を含む)であること。
- (4) 契約期間中に継続して管理運営ができる資金力と経営能力を有する者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (6) 参加表明書の提出日に官公庁から指名停止措置を受けていない者であること。

- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 指宿市暴力団排除条例(平成24年指宿市条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団及 び同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき 関係を有する者でないこと。
- (9)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - ② 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- ※なお、応募者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で、失格とする。
- 5 選定スケジュール

参加表明書提出期限 令和6年5月10日(金)

企画提案書等提出期限 令和6年5月10日(金)

企画提案会 令和6年5月16日(木)

選定審査結果通知 令和6年5月22日(水)

6 参加表明

業者は、本実施要領及び仕様書の内容を確認したうえで、参加表明書により参加意思の有無を届け出るものとする。

(1)提出書類

参加表明書(様式1)

(2) 提出期限

令和6年5月10日(金) 午後5時必着

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

(4) 提出先

指宿市役所 健康福祉部 地域福祉課 こども保育係

(5) 受付時間

平日 午前8時30分から午後5時まで

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書及び見積書(内訳書)の作成

企画提案書及び見積書(内訳書)は、日本工業規格A4版とし、縦方向、横書き、左とじを標準として作成するものとする。また、様式 $1\sim4$ 及び第7号様式は指宿市指定の様式とする。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類(正本1部, 副本(写)8部を提出のこと)

書類	注意点	部数
①参加表明書(様式1)		正本1部
		副本(写)8部
②委任状(様式 2)	※支社などへ権限を委任す	正本1部
	る場合のみ。	
③使用印鑑届(様式3)		正本1部
④企画提案書		正本1部
		副本(写)8部
⑤提案見積書(第7号様式)・内訳書		正本1部
		副本(写)8部
⑥業務工程表		正本1部
		副本(写)8部
⑦業務実施体制(人員数,保有資格・経		正本1部
験年数等がわかるもの)		副本(写)8部
⑧業務実績書		正本1部
		副本(写)8部
⑨登記簿謄本	※3か月以内に発行された	正本1部
	最新のもの。	
⑩法人事業税の納税証明書	※都道府県で発行されたも	正本1部
	ので, 最新の事業年度の記	
	載内容であるもの。ただし、	
	納税証明書に記載されてい	
	る未納額が0円であるもの	
	に限る。	
	※3か月以内に発行された	
	最新のもの。	
⑪消費税及び地方消費税の納税証明書	※税務署で発行されたもの	正本1部
	で、最新の事業年度の記載	
	内容であるもの。ただし、	
	納税証明書に記載されてい	

	る未納額が0円であるもの	
	に限る。	
	※3か月以内に発行された	
	最新のもの。	
⑫会社概要(様式4)	※財務指標並びにセキュリ	正本1部
	ティに関する認証を確認で	
	きる資料(写し可)を添付	
	すること。	
⑬暴力団排除に関する誓約書(様式5)		正本1部

※令和6・7年度指宿市競争入札参加資格者については、②、③及び⑨~⑬を省略とする。

イ 提出期限

令和6年5月10日(金) 午後5時必着

ウ 提出方法

直接持参又は郵送

工 提出先

指宿市役所 健康福祉部 地域福祉課 こども保育係

才 受付時間

平日 午前8時30分から午後5時まで

(3) 質問の受付

ア 受付期間

令和6年4月15日(月)から令和6年4月19日(金)午後5時まで

イ 提出方法

別紙「質問票」に記載し、件名を「質問:第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画 策定業務委託」とし、「14 問い合わせ先」あて電子メールにより提出すること。なお、 送付後、必ず提出先担当へ電話での受信確認を行うこと。

ウ 回答方法

令和6年4月26日(金)までに、市ホームページにて回答する。

(4) その他

参考資料として指宿市から提供する「指宿市子育てに関するアンケート調査」報告書については、本プロポーザルの目的以外には使用しないこと。

8 企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

(1) 実施要領に定める参加資格を満たさない者又は候補者特定までの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

- (2) 実施要領の定める手続きを遵守しない者による提案
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者による提案
- (4) 提案見積書記載の見積額が事業費上限額を上回る提案者の提案
- (5) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない提案
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない提案

9 企画提案会

(1) 企画提案会の実施について

企画提案会実施要領に基づき、提案された企画提案書等の書類について、企画提案者からプレゼンテーション及びヒアリングを行う。審査の対象となる者は、企画提案書を期限内に提出した者に限る。

(2) 開催日時

令和6年5月16日(木) 午前10時から午後4時まで

(3) 開催場所

指宿市役所3階 大会議室A

(4) 方法

プレゼンテーション等の説明は、業務実施体制に記載された者のうち、担当者が行うこと。1社の説明時間は、20分以内、質疑応答を含めて30分以内とする。説明は7で提出した企画提案書等の書類を用いて行うものとする。出席者は明瞭簡潔な説明及び回答に努めること。

(5) 出席者

企画提案会の出席については、業務実施体制に記載の者とする。

(6) 失格要件等

上記(2)の指定した日時に、開催場所に出席しない者は、失格とする。

(7) その他

審査の経緯及びその内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する 異議申し立ては受け付けないものとする。

※企画提案会の開催について、日程等の詳細は、あらためて通知する。

10 審査結果通知

審査の結果は、プロポーザル審査結果通知書により、すべての企画提案者に通知する。

(1)通知期限

令和6年5月22日(水)

(2) 通知の内容

評価順位1位の企画提案者の名称及び提案者自身の総合点とし、その他の提案者の審査

経過、評価の理由などについては公表しない。

11 契約

委託業務仕様書及び評価順位 1 位の企画提案者の企画提案書等の記載事項を基に、指宿市契約 規則に定める随意契約を行う。

企画提案書等に記載、選定時に評価した事項については、原則として契約時の様式に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約予定業者との協議により契約締結段階において仕様書記載の項目の変更等を行うことがある。また、これにより提案見積額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

12 提出書類等の取り扱い

- (1) 提出された書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、一切返却しない。
- (3) 提出された書類は、必要に応じて複製する場合がある。
- (4) 提出された書類は、提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出後の書類は、提案の選定までの間、提案書に記載された内容の追加及び変更は、認めない。
- (6) 提出された書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

13 問い合わせ先

〒891-0497 指宿市十町 2424 番地

指宿市役所 健康福祉部 地域福祉課 こども保育係

電話 0993-22-2111 (内線 272) FAX 0993-24-4342 E メール fukushi@city.ibusuki.jp

